

「第2次宍粟市空き家等対策計画（案）」議会意見に対する回答

意見	<p>近隣に空き家が放置されて困っている市民、あるいは移住後の空き家となった所有家屋に苦慮している市民に、この計画書の存在自体が知られていない状態である。</p> <p>市が考えている政策などをどのように周知するのが有効か検討していただきたい。</p> <p>「宍粟市空き家等対策計画」を策定しながら、計画が進まずに苦慮している行政と空き家問題に頭を抱えている住民がいる。現在、現実に起こっている状況に目を向ける必要がある。</p>
回答	<p>市外に居住する空き家の所有者もあることから、施策2（2）に示すとおり、ホームページや固定資産税の納税通知書封筒へ市の政策などの掲載を行い周知することが有効であると考えます。</p> <p>空き家の対策など、悩みをお持ちの方々に対し、施策1（1）に示すとおり、空き家に関する総合相談窓口を設置し、広く相談を受けることとしております。</p>